第二十三条、第四十八条の二、第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十四条の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の四、第五十二条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十四条の二第二項並びに第五十五条の二第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十三条、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十五条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と読み替えるものとする。

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第二条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　機構法第十二条第一項第十二号に規定する統計の作成等及び医療法人情報の提供に関する業務に関する事項 十三～十五　（略）	（業務方法書の記載事項） **第二条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～十四　（略）

附　則

この省令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第五十六号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（建設・個人事業者安全対策室） **第三十七条**　安全課に、建設・個人事業者安全対策室を置く。 ２　建設・個人事業者安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う個人事業者に係る産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。 ３　建設・個人事業者安全対策室に、室長を置く。 （企画調整主幹及び統括研究官） **第五百三十八条**　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び統括研究官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２・３　（略）	（建設安全対策室） **第三十七条**　安全課に、建設安全対策室を置く。 ２　建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） （新設） ３　建設安全対策室に、室長を置く。 （企画調整主幹及び統括研究官） **第五百三十八条**　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２・３　（略）